

ゆずりは

国立市立国立第二中学校
生活指導だより
令和3（2021）年5月
第1号

ユズリハ科ユズリハ属の常緑高木で、春に枝先に若葉が出たあと、前年の葉がそれに譲るように落葉することから、この名前がついたそうです。その様子を親が子を育てて家が代々続いていく人のつながりになぞらえて、国立二中の生活指導だよりのタイトルとしています。



生徒がいる学校は・・・

学校は、生徒が集まって学習や行事に取り組む場所。“生徒のいる学校”は当たり前のことなのに、1年前はそうではありませんでした。突然の臨時休業から1年が経ち、今年度の国立二中は全校生徒562名で4月からの生活が始まりました。

入学式は昨年と同様に2部制での実施になりましたが、翌日から1年生は元気に登校しています。昨年度はできなかった学校生活オリエンテーションは学年を分けて行い、部活動オリエンテーションは上級生の人数を減らして1年生に部活動の紹介をすることができました。このように、感染症対策を行い工夫しながら教育活動を行っています。その中で、3年生は最上級生としての誇りをもとうと日々努力をしています。2年生は昨年できなかった4月からの生活を楽しみながら送っています。“生徒がいる学校”は、明るく活気があります。この当たり前の中で生徒は共に関わり合い成長していきます。社会全体が感染症対策をしながらの生活なので、「我慢をしてください。」と言われることが多くあります。それを、「一緒に辛抱しよう！」と中学生のもっている力に期待して学校生活を送っていきたいと思います。

生活指導だより「ゆずりは」を通して、生徒の様子や傾向、学校から御家庭へのお願いなど、様々な情報をお伝えしていきます。学校での生活指導のねらいを十分御理解いただくとともに、様々な視点から御意見や御質問をお寄せいただいて、より良い教育活動を進めていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

年間の目標

先の見通しをもつために、生活指導の年間の目標をお伝えします。本校では「落ち着いた学校生活を確立することで、生徒の能力を引き出す教育を実現したい」と考えております。そのような学校づくりに向けて、以下の2つを生活指導の年間の目標として重点を置いて指導していきます。大切なことは大人へと成長し社会人としての“型”を身に付けることです。御家庭でもぜひ一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。

① すすんであいさつをしよう 「相手を認め、受け入れ、尊重する行為です」

生徒の皆さんへ

私たちは、多くの人と関わることによって、日々の生活が成り立っています。その始まりであり、基本となるのが「あいさつ」です。素通りされるよりも元気よくあいさつをしようと、お互い気分もよく笑顔が増えます。自然に自分から声を出してあいさつができていますか？



②身だしなみを整えよう「自分を律する行為です」

生徒の皆さんへ

二中の標準服には正しい着方があります。儀式だけではなく日常から服装をきちんと整えて生活しましょう。「腰でズボンをはかない」「スカートを膝の中心にかかる長さではなく」「リボンは垂らさない」「シャツをきちんとズボンにしまう」「靴のかかとを踏みつけない」「ボタンを留める」など、きちんとして清潔感のある、さわやかな雰囲気をつくっていきましょう。また、服装だけでなく身の回りをきれいにしたり、持ち物を整頓することも大切です。



お願い

1. 配布物について

学校だより、学校行事の通知、PTAからのお知らせ、成績の通知、学年だより等は生徒を通して御家庭に届けることになっています。生徒に責任をもって届けるよう学校でも指導していきますが、習慣が付くまでは御家庭でも確認をするなどして、必ず読んでいただきますようお願いいたします。“型”を身に付ける学習として活用してください。

2. 欠席・遅刻等の連絡

体調不良など、当日の場合は電話による連絡をしてください。時間は7:50~8:10にお願いいたします。事前に分かっている場合は、生徒手帳に理由を記入して担任の先生に渡してください。

3. 下校時刻

一般下校 5時間授業…15:00 6時間授業…16:00

※委員会・部活動等による放課後の活動のある場合は18:30完全下校になります。

(現在は、感染症対策として17:30完全下校になっています。)

用がない生徒は残らない、寄り道をしない等、学校で指導しておりますが、もし下校途中で寄り道やたまっておしゃべりをしている様子を見かけましたら、早く帰宅するようひと声かけてください。よろしくお願いいたします。

4. 自転車を使用する場合の損害賠償責任保険について

昨年の4月から東京都の条例が制定され、自転車を使用する場合には損害賠償責任保険に加入することが義務化されました。多くの御家庭で加入しているようですが、今一度御確認をお願いします。未成年がスマートフォンを使用しながら自転車に乗っていて人身事故を起こしたり、歩行中に飛び出したところで前から歩いていた高齢者とぶつかって大けがをさせてしまい、多額の損害賠償を認める判決がなされています。条例は安全な自転車運転を目的としています。御家庭で自転車の乗り方を含め、交通安全について話題にしていきたいと思えます。